

令和7年9月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

令和7年9月25日(木)

1. 議案上程(議案第61号及び第62号)

分科会委員長報告、分科会委員長に対する質疑、市長に対する質疑、討論、表決

出席委員(16人)

1番	吉田清孝	2番	古仲清尚	3番	鈴木元章
4番	安田健次郎	5番	吉田洋平	6番	蓬田司
7番	船木正博	8番	佐藤誠	9番	畠山富勝
10番	進藤優子	11番	笹川圭光	12番	太田穰
13番	三浦利通	14番	小野肇	15番	田井博之
16番	小松穂積				

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	原田徹
副事務局長	濱野美紀子
主席主査	三浦洋平
主席主査	中川祐司

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	杉本一也	市民福祉部長	畠山隆之
観光文化スポーツ部長	三浦大成	産業建設部長	鈴木健
企業局長	湊智志	企画政策課長	高桑淳
若美支所長	佐藤淳	総務課長	平塚敦子
危機管理課長	佐藤誠	財政課長	沼田弘史

税務課長	武田健一	福祉課長	北嶋三世
介護サービス課長	船木晶子	生活環境課長	岩谷一徳
子育て健康課長	濱野浩孝	観光課長	村井千鶴子
男鹿まるごと売入課長	伊勢谷毅	文化スポーツ課長	竹内弘和
農林水産課長	夏井大助	建設課長	三浦昇
病院事務局長	天野秀一	会計管理者	佐藤静代
教育総務課長	湊留美子	こども未来課長	清水琢
選管事務局長	(総務課長併任)	監査事務局長	佐藤一明
農委事務局長	濱野勇幸	企業局管理課長	目黒一人
ガス上下水道課長	斎藤清彦		

午前10時00分 開議

○委員長（古仲清尚） おはようございます。

これより予算特別委員会を再開いたします。

本日の議事に入ります。

議案第61号令和7年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）について及び議案第62号令和7年度男鹿みなど市民病院事業会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めるにいたします。

初めに、総務分科会委員長の報告を求めます。蓬田司委員長

○総務分科会委員長（蓬田司） 皆さん、おはようございます。

それでは、私から総務分科会で審査いたしました議案第61号令和7年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

第1点として、公金収納デジタル化事業について、一つとして、委員より、本事業

は全国的に進められる事業なのか。また、委託事業者の選定先はどこかとの質疑があり、当局から、国はDX推進計画に基づき、公金の電子納付に向け取り組んでおり、各自治体で実施することになる。市では、国の計画に合わせ、eL-QRを活用した公金収納を令和5年度から市税で実施しているが、さらに市税以外の公金収納に対応するため、財務会計システムを改修するもので、受託事業者は、現在男鹿市が使用している財務会計システムの契約事業者であるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、公金収納に関する他のシステムについても、同時に改修することで費用が抑制されるのではないかとの質疑があり、当局から、そうした見方もあるが、今回は全てのシステムを同時に改修するのではなく、各課ごとに方向性を見定めることとしている。

なお、国ではデジタル活用推進事業債への充当といった財政措置を設けているが、今回の改修は少額のため対象外となっているとの答弁がありました。

第2点として、過誤納還付金について、当局から、主に2件の大口還付が発生したことにより、過誤納還付金1,850万円を追加するものである。

内訳は、企業による令和5年度及び令和6年度分の法人市民税の均等割額の申告誤りによる税額更正、及び令和7年度に行った確定申告において、収益の減などにより国税である法人税がゼロとなったことに伴い、法人市民税の法人税割額も課税されなくなるため、既に予定申告・予定納税していただいた法人税割分の全額を還付するものであるとの説明がありました。

第3点として、財政運営について、委員より、市の財政状況を見た場合、必ずしもこれまでどおりといった楽観はできない。過疎対策事業債や辺地対策事業債等を有効的に活用するとともに、公債費比率の影響等を見極めながら、バランスの取れた財政運営により、中長期的な展望を持って事業を遂行していただきたいとの意見がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、地籍調査成果図面等の交付手数料について、委員より、地籍調査成果図面等の交付に関して、事務及び経費負担の面からも、交付手数料を徴収し、自主財源を確保すべきではないかとの質疑があり、当局から、本件については、現在、自主財源の確保及びサービスに対する応分の負担という観点から検討を行っており、今

後、手数料条例を改正し、令和8年度から徴収を実施したいと考えているとの答弁がありました。

第2点として、男鹿みなと市民病院周辺公共交通アンケート調査の結果について、当局から、本アンケートは、市議会での「男鹿みなと市民病院近隣の薬局前に新たなバス停を設置すべきではないか」との御質問に対し、その必要性を検証するため、7月14日から8月25日にかけて、みなと市民病院の外来受診者のうち、路線バス利用者を中心に50人から聴き取り形式により実施した。

調査の結果、「病院周辺のバス停の印象」では、94パーセントが「特に不便はない」と回答し、ほとんどの方が現状のバス停の環境に不便を感じておらず、また、「薬局前バス停の必要性」では、88パーセントが「不要」と回答していることから、新たなバス停設置のニーズは極めて限定的と捉えている。

なお、「バスの利用満足度」では、98パーセントの方が「満足」、「やや満足」、「普通」と回答され、現状のバス路線に大きな不満は少ないものと認識している。

市では、引き続き市単独運行バスの利便性向上に努めるとともに、今年度新たに取り組んでいる公共ライドシェアや乗合タクシーの取組を進め、市民生活に不可欠な公共交通の維持確保に努めてまいりたいとの報告がありました。

第3点として、令和7年人事院勧告の概要について、当局から、勧告では、民間給与との較差3.62パーセントを埋めるため、俸給表の引上げ改定が報告されている。行政職の平均改定率は3.3パーセントと採用市場での競争力向上のため、初任給が大卒で1万2,000円の大幅な引上げとなっているほか、若年層に特に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定となっている。

なお、本市の給与等の改定については、これまで秋田県人事委員会勧告に準じて実施していることから、この後の勧告内容を踏まえ、県や他自治体の動向を参考に協議させていただきたいとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、市内民間企業に対する市独自の給与調査の考え方について質疑があり、当局から、民間給与については、秋田県人事委員会が調査しており、その調査・分析方法、調査対象企業の情報は公表されておらず、調査手法の知識を持ち合わせていない中、市独自の調査は困難だと捉えている。

市内で調査対象となる事業所が少ないとから、給与改定に反映できる精度の調査

が実現可能かといった課題がある。

また、市内経済の状況に適応した職員の給与水準を考える一方で、他自治体とかけ離れた給与水準では、新規採用職員などの人材確保に対する影響も考えられるため、まずは、この後の秋田県人事委員会勧告の内容を精査した上で、市の財政状況を含め協議してまいりたいとの答弁がありました。

第4点として、市税等に係る督促手数料の廃止について、当局から、現在、市税条例等に基づき督促手数料を徴収しているが、手数料徴収のコストが手数料を上回っていること、また、令和5年度から全国で納付書が統一され、地方税統一QRコードによるスマホ決済やコンビニ納付の導入により、県内でも督促手数料廃止の自治体が増加している。

このため、令和8年4月以降に納期が到来する市税等の督促手数料を廃止し、納税者の利便性向上、コスト削減及び収納事務の効率化を図るため、督促手数料の徴収を廃止する。

なお、督促手数料の廃止に伴う関係条例の一部改正案を、本年12月定例会へ提案する予定としているとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、上位法との関係性について質疑があり、当局から、地方税法では、督促状を発した場合、条例で定めることにより手数料を「徴収できる」規定である。

なお、本市条例では、督促手数料を「徴収しなければならない」規定であることから、本条文を削除する予定であるとの答弁がありました。

第5点として、固定資産税に係る返還金について、当局から、固定資産税の過誤納金については、地方税法により5年まで遡って還付することができるが、市では、納税者の不利益の救済と、税務行政への信頼確保を目的として、固定資産税の過誤納金のうち、地方税法の規定により還付することができない還付不能金と、これに係る利息相当額を納税者に支払うことができるよう、平成25年に「男鹿市固定資産税に係る返還金支払要綱」を定めている。

この要綱では、返還の遡及期間を原則10年としていることから、このたびの「農地中間管理機構への貸付けに係る固定資産税の課税軽減措置の適用漏れ」に係る返還金のうち、5年以上経過している平成29年度から令和2年度までの課税分に適用さ

れ、軽減漏れの全額が還付可能となるため、速やかに還付手続を進めていくとの報告がありました。

第6点として、デジタルリテラシーの強化について、委員より、あらゆる分野でDXが推進されると同時に、詐欺サイト等による被害も後を絶たない状況に鑑み、詐欺防止やデジタルリテラシーの取組を強化すべきでないかとの質疑があり、当局から、今年度実施しているスマホ教室において、詐欺防止の情報提供や警察による講話等を実施しており、実際に、スマホ教室の参加者が詐欺サイトに登録してしまったものを、講師が警察への相談を促し、被害を最小限に食い止めたという事案もあった。

今後も地域ごとの教室開催を通じて、詐欺被害防止の啓発を含め、身近な情報を共有することで、デジタルリテラシー向上につながるよう、引き続き事業を展開していくとの答弁がありました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

○委員長（古仲清尚） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。佐藤誠委員長

○教育厚生分科会委員長（佐藤誠） 教育厚生分科会で審査いたしました市民福祉部、

みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、一般会計補正予算についてであります。

第1点として、鳥糞被害撲滅作戦推進事業について、委員より、今後の方向性として、地域の協力が得られ、そこに被害があれば全地域で実施する考えなのかとの質疑があり、当局から、男鹿駅前周辺地域は、長年、鳥ふん被害を受けており、秋冬期には、毎朝ブラシがけが日課となるくらい苦労していたのは如実であった。また、この地域は男鹿観光の玄関口でもあることから、市としても重点的に対策に取り組んでいく。

船越地区についても、船越小学校児童の通学路にもなっており、対策を取るべきと判断し対策に取り組んでいる。

鳥ふん被害のある全地域への対応については、観光面・生活面での影響を考えながら検討は必要だと思うが、人的にも事業費にも限りがある。今後、事業検証を実施し、

方針を示さなければいけないと考えるとの答弁がありました。

さらに委員より、男鹿駅前周辺地域が、長年苦労してきたということで市民からの理解は得られると思う。今回の事業の結果と今後の方向性について、市民に広く理解いただくよう市のほうでもしっかりと説明した上で、今後の方針を決めていただきたいとの意見がありました。

第2点として、学習用プログラミングロボット整備事業について、委員より、導入する決め手と教育分野においての意味について質疑があり、当局から、現学習指導要領の中に、プログラミング的思考を身につけなければいけないものとして組み込まれており、次期学習指導要領では、さらに重要度は増していくとの答弁がありました。

さらに委員より、教育の方針、必要性というものを考えた上で25台のことだが、1クラス最大30人、必要性をうたうのであれば、あと5台追加するべきではないかとの質疑があり、当局から、タブレット端末を使いながら論理的な思考を養うことになるが、1人で考えをまとめることが難しい子どもも想定される。そうした場合、2人1組で助け合い、意見を出し合いながら進めることが子どもたちにとってプラスに働く面もあるということで25台とした。この後、必要に応じて追加することも検討していくとの答弁がありました。

次に、男鹿みなど市民病院事業会計補正予算についてであります。

第1点として、男鹿みなど市民病院LED照明等賃貸借について、一つとして、委員より、リース期間を10年とした根拠について質疑があり、当局から、みなど市民病院は現在、長寿命化工事を行っており、さらにLED照明の工事を同時期に行った場合、多額の工事費となる。工事の財源は起債で調達するにしても、一時的な財政負担になる。みなど市民病院は資金不足が発生しており、状況を鑑みるとリースという結論に至った。

リース期間を10年したことについては、総額7,656万円ということで、単年度にすると年額765万6,000円となる。

耐用年数、コスト削減効果を勘案した場合、リース期間を5年としたほうがメリットはあるかと思うが、当院の財政事情を鑑みて10年間としたとの答弁がありました。

二つとして、委員より、LED照明にすることによる損益分岐点の考え方について質疑があり、当局から、年間の電力使用量は180万キロワットアワーから200万

キロワットアワー、料金としては約5,700万円。令和元年度と比較して、電力使用量はほぼ同じであるが、料金としては4割ほど値上がっている。電力使用量を抑えるため、LED化により照明分の電力が約7割削減される。電気料金が800万円だったものが、LED化により250万円となる。その差額でリース代を支払うことになるので、電力料金の削減効果は僅かであるため、新電力への切替えを検討している。

秋田県では電力オークションという競り下げ方式のプラットフォームを活用し、この4月から新電力に切り替えている。4月、5月の電気料金として3割ほど削減したと伺っている。当院としても県と同様の手法は魅力的であり、高圧電力の部分はそういった手法を考えており、来年4月からの電力切替えに向けて調整しているところであります。

少しでもコスト削減が図られるよう進めていきたいとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、「病床削減に伴う国の補助金の状況について」、当局から、「医療施設等経営強化緊急支援事業」は、昨年12月17日から本年9月30日までの間に病床数の削減を行う医療機関に対し、削減した病床1床につき410万4,000円を支給するという事業で、全国から予算総額を大幅に上回る約5万4,000床分の申請があった。

4月の県に対する内示では、予算上の制約から民間病院を当面優先的に採択していくことが明らかにされ、公立病院は対象外となっていた。

6月末に二次内示があり、2年連続経常赤字の医療機関であることなどの配分基準が示され、公立病院も対象となり、県からは、8月末に17床分、約7,000万円の配分を行う旨の内々示があったが、この補助事業は県の「病床再編機能支援事業」による給付金との併給が認められていることから、半額を県給付金相当とし、県では9月補正予算に計上し、10月以降に正式に交付申請を受け付けるなどの連絡があった。

なお、国・県の補助金、給付金については、当初予算では計上していないことから、今後の補正予算において医業外収益として計上していくとの報告がありました。

第2点として、委員より、社会情勢でプライバシーの問題もあり、非常に在り方が

難しい中、民生委員の担い手確保の取組について質疑があり、当局から、民生委員の活動は無報酬であり、皆さん使命感を持って活動に当たっている中、その活動による実費として国と県の補助金を財源とし、市から活動費が支払われている。担い手確保とは別の話であるが、物価高騰もあるので、現在の活動費では手当しきれない部分を上乗せして支給できないかを今後、検討していきたいとの答弁がありました。

さらに委員より、民生委員は、高齢者の方が多い現状にあり、実際に訪問したり、手間や労力を要し難儀していると思う。

高齢者にタブレットなどＩＣＴ機器は無理だとすぐ言われるが、意外と造作もなくこなしている部分が見受けられる。ＬＩＮＥ等を活用した、挨拶するだけでも負担は軽減すると思うが、現実的に考えられないか。現状からどういう印象を持っているかとの質疑があり、当局から、民生委員の皆さんに積極的に働きかけ、御意見を伺った上で検討したいとの答弁がありました。

さらに委員より、こうした行政サービスのシステムを提供している会社もあると思う。今後のニーズにも合うし、さらに研究していくば、より使いやすいシステムはあると思うので、検討していただき、持続的に制度が維持できるよう実施していただきたいとの意見がありました。

第3点として、委員より、船越こども園の定員250名に対して現状はどうなのかとの質疑があり、当局から、9月1日現在、180名となっている。内訳として保育認定が175名、教育認定が5名である。市内公立保育施設全体の園児数は313名となっており、昨年の同月と同数であり、その主な要因は、今年度としては、市外からの広域入所が大幅に増えているためである。広域入所は、昨年度公立保育施設全体で4名であったが、今年度は19名と大幅に増えており、そのうち船越こども園が11名となっている。

船越こども園が開園したことや、保育料の無償化などの子育て支援策の充実により、主に潟上市在住の子育て世代から「男鹿市に移住したい」という声もあり、よい傾向であると感じている。今後も質の高い幼児教育・保育を提供し、船越こども園において、広域入所をさらに受け入れる体制を整え、移住へつなげていきたいとの答弁がありました。

第4点として、「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について」、当局から、

本調査は、今年度4月に本市小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施したもので、小学生については、教科によっては全国平均を上回っているものの、県平均は全て下回った。

中学生は全国及び県平均を全て下回っており、小学校6年生時では決して悪くなかった学年が、今は大幅に下回っている。

各校ごとに成果と課題に大きな差があるため、市としての平均が意味を持ちにくい状況ではあるが、この後、10月に各小・中学校への教育長訪問を予定しており、各校の今後の具体策について話し合っていく予定であるとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、小学校6年生、中学校3年生の結果、県平均に届いていない。こういった状況を鑑みると、やはり教育の在り方を考えるべきではないか。地元に密着するような教育も非常に大事だと思うが、学力といった部分、子どもの将来を左右する上でも、進学に非常に影響すると思う。この結果と今後の教育方針について質疑があり、当局から、なぜこのような結果になってしまったのか。どう対応すべきか、市の校長会でも伝えたところである。県平均通過率を下回っている要因は、各学校の授業が今求められている授業スタイルに対応できていないことにあると認識している。

今、求められる授業スタイルは、子どもが自ら課題を設定し、それを解決して考える力について授業であり、その過程でグループ協議を通して、子ども同士で議論しながら、子ども同士がその学びを深めていく授業である。

授業改善が伴って、初めて学力がつくことになる。教員一人一人がしっかりした授業改善の目標を持ちながら、学校全体で進めていけるように、10月中に各学校を回り各校長に伝えていく。子どもたち一人一人が、3年生になって受験のときには、自分の希望する、目指す進学先に行けるように、見通しを持ちながら授業改善を進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（古仲清尚） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。鈴木元章委員長

○産業建設分科会委員長（鈴木元章） 産業建設分科会で審査いたしました観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局の予算及び所管事項について、審査の

経過を御報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、一般会計補正予算についてあります。

第1点として、温浴ランドおが看板解体工事について、一つとして、委員より、跡地に再び看板を設置する考えについて質疑があり、当局から、解体・撤去という結論に至ったプロセスの中で、県の指定管理施設であるなまはげオートキャンプ場を管理する「おが地域振興公社」との協議では、現有地に同等規模の看板は必要ないという意向を伺っているところであり、看板を設置するかを含め、引き続き、同公社と協議を進めていくとの答弁がありました。

二つとして、委員より、公共工事の設計額は割高であるという市民感情に対する市の見解について質疑があり、当局から、公共工事は、法的基準や標準的単価が設定されていることに加えて、工事種目に応じて人員に係る安全管理や施工管理の費用も積算する必要もあり、発注する段階で、どうしても民間工事に比べて割高になる傾向があることは否定できない。

そうであればこそ、より安価に、より効率的に工事を実施するという意識が非常に大切であり、工法の精査をはじめ、絶えず安価に抑える努力を怠らないよう、今後の業務に努めていく所存であるとの答弁がありました。

第2点として、八望台水道施設事業負担金について、当局から、八望台公衆トイレ付近にある受水槽へ送水するための中段揚水ポンプについて、相互運転している2基のうち、1基が故障していることから更新するものである。

八望台周辺における水道施設の整備については、観光振興を目的とした整備であることから、整備に当たっては、工事費と維持管理費を市長部局が負担することとして、平成8年に企業局が施工し、以降、毎年度、工事費の起債償還分と維持費を負担金として予算計上してきたところである。

なお、起債償還分は令和8年度で終了するとの説明がありました。

この説明に対し、委員より、八望台公衆トイレの利用頻度を高めるためにも、八望台を積極的に広報・宣伝するべきではないかとの質疑があり、当局から、一ノ目潟をはじめとする特異な火山地形はジオパークの見どころの一つとなっているほか、男鹿駅伝競走大会発祥の地にもなっており、八望台エリアは潜在性を有した北部地域の重

要な観光拠点である。

八望台から眺望する優れた自然景観を活用したにぎわい創出を図るため、昨年度、国定公園計画を変更したところでもあり、民間主導の動きが出てくるような情報発信や広報活動を一層充実させていくとの答弁がありました。

第3点として、企業誘致対策事業における施設整備費補助金について、一つとして、委員より、操業前に支援するべきではないのか、操業後に支援するという補助制度の在り方について質疑があり、当局から、この奨励措置は、「固定資産税の課税免除」「雇用奨励金の交付」「施設整備費補助金の交付」の3本セットとなっており、税を免ずることが盛り込まれるなど、相当踏み込んだ支援内容となっている。

こうした中、操業に至るまでの期間に、当初の計画に変更が生じる可能性もあるため、確定的な事業内容を見極めた上で適用の可否を判断することが必要と考えており、このような手続を踏ませていただいているところであるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、今後も続々と大型の投資案件が予定されている。財政的に決して裕福でない状況が続く本市においては、誘致すべき対象分野をある程度絞り込んだ上で、誘致活動に臨むべきではないのかとの質疑があり、当局から、人口減少が加速度的に進んでいる本市において、産業振興と雇用創出は絶対に克服しなければならない課題だと認識しており、使命を帯びて新規の企業誘致に取り組んでいるところである。

企業誘致による本市への投資総額は、現時点で87億円ほどを予定しており、追い風が吹いている今が千載一遇の好機だと捉えている。

この集中的投資が市の財政に与える影響は決して少なくないが、本市の将来を展望した場合、必要な支援だと考えているとの答弁がありました。

三つとして、委員より、三菱商事が事業から撤退した状況の中、令和9年度の支出を予定している「男鹿・潟上・秋田Offshore Green Energy」なる事業体は、操業時期が遅れるなどの影響も懸念されるが、どのような事業展開を予定しているのかとの質疑があり、当局から、先般、撤退表明があった第1ラウンドにおいては、残念ながら、事業計画が大幅に遅れることが必定である。

しかしながら、当該事業者は第2ラウンドにおいて、船川港内を拠点に運転開始後の維持管理を担うものであり、現時点で約21億円の投資額が事業者側から示されて

いる。

予定どおり、着実に事業を進めるとの話を伺っているが、第2ラウンドも含めて、既存の案件が事業の完遂にとって厳しい環境であることは間違いない、市としては、県等と連携し、「早期の検証」「早期再公募」「完遂できる事業環境の整備」について、国に強く要望しているところであり、引き続き、事業が間断なく着実に進むよう、立地を側面から支援していくとの答弁がありました。

四つとして、委員より、委員会・分科会資料の作成に当たっては、対象事業者の生産状況や雇用者数等を盛り込むなど、議決後に一定の責任が伴う議会に対し、より詳細な情報を提供していただくよう望むものであるとの意見がありました。

第4点として、ふるさと納税返礼事業について、委員より、改正食品衛生法によりJAの加工所が閉鎖されるなど、市内の意欲ある生産者に影響が及んでいる。

今後、オガーレが持続的に発展していくためにも、新たな加工所の整備が必要と考えるが、その必要性をどのように認識しているのかとの質疑があり、当局から、付加価値を創出した加工品は、オガーレでも売上げが好調に推移しており、令和5年度には加工場を併設したことも奏功して、ジェラートや刺身など、施設の入込みにも大きな影響を与えていている。

一方、加工場への人材定着に課題を抱えているのも事実であり、これら課題を含めて、加工所の必要性については、オガーレ側と共に研究していくとの答弁がありました。

第5点として、スポーツ合宿等誘致促進事業補助金について、一つとして、委員より、ホテルサンルーラル大潟にスポーツ合宿の宿泊者が増加している要因及び宿泊者増加に向けた本市の取組状況について質疑があり、当局から、大潟村の宿泊補助制度は、近隣市町のスポーツ施設を利用した場合も宿泊補助が受けられるなど、近隣市町を巻き込んだ比較的柔軟な宿泊対応を認めていることが考えられる。

本市では、今年度から補助金額を1泊2,000円に増額したところであるが、温泉郷の宿泊施設へ宿泊することは、大会や合宿を目的とした学生にとっては割高でハードルも高いことから、食事メニューを工夫するとともに、一部屋当たりの宿泊人数を増やすなどして、通常より低廉な宿泊料金プランの造成により、選ばれる環境づくりに努めているところであるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、広報活動を通じてスポーツ施設の優位性に特化した競技を誘致するべきでないか、今後の戦略について質疑があり、当局から、「マリンパーク球技場の天然芝」と「総合運動公園球技場の人工芝」のグラウンド二面を有する環境は、特にサッカー関係者から、大会や合宿を運営するに当たり利便性が高く、非常に高評価をいただいているところである。

様々な媒体を通してスポーツ施設の情報発信に努めるとともに、本市の優位性に合致したターゲットに、的を絞って誘致活動を展開していくとの答弁がありました。

第6点として、道路維持管理事業に係る債務負担行為の設定について、一つとして、委員より、旧若美町区域には草刈り機械付トラクターを所有する農家が複数存在している。これらを有効活用した道路維持管理の仕組みづくりを検討するべきではないかとの質疑があり、当局から、自治会等の団体が、自分たちの住むまちの道路を率先してきれいにしていただくため、市が町内会等に草刈りを委託する「アダプト制度」を今年度から創設したところであり、地域の方々と連携しながら環境美化を推進している。

引き続き、こうした制度の周知を図り、参加団体の拡大に努めていくとの答弁がありました。

二つとして、委員より、市で所有する車両系草刈り機械は故障等が頻発していると伺っている。

長期的な車両の維持管理費や故障時の作業効率の停滞を憂慮するが、新たな車両の導入を早期に検討するべきであるとの意見がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、男鹿市商工業振興促進条例の見直しについて、当局から、令和8年3月31日で奨励措置の適用期間が期限を迎えることに伴い、適用期間を令和13年3月31日まで5年間延長するとともに、対象業種に「洋上風力発電サプライチェーン構築及びオペレーション&メンテナンス関連事業」を追加したいと考えている。

この後、12月定例会へ条例改正案を上程する予定としており、引き続き、若者や女性の地元定着を促進するため、多様な職種の誘致に取り組むほか、洋上風力発電の運転開始を見据え、製造業をはじめとした産業立地を促進していくとの報告がありま

した。

第2点として、「クマ対策について」の報告に対し、一つとして、委員より、クマを含めた鳥獣被害防止対策として、電気柵購入に対する支援を検討するべきではないかとの質疑があり、当局から、今年に入り、農家から、電気柵は農作物被害に有効であり、支援を求める声が幾つか挙がっていることから、どのような補助がふさわしいのか、制度設計を含めて前向きに検討していくとの答弁がありました。

二つとして、委員より、クマ用の箱わなの所有数と今日現在の設置箇所について質疑があり、当局から、市が3基、個人が1基、全体で4基の大型箱わなを所有している。

現在、脇本第一小学校周辺で目撃情報が相次いでいることから、付近の山側へ1基設置している状況であるとの答弁がありました。

さらに委員より、箱わなを増設する考えについて質疑があり、当局から、クマが頻繁に行き来するルートでなければ容易に捕獲することができないほか、住宅地周辺への設置は逆にクマをおびき寄せてしまう危険性もあり、猟友会は箱わなの設置に相当慎重である。

また、箱わな設置後は、猟友会が数時間おきに目視で観察する手法を取っており、その作業負担はますます増加することも考えられる。

今後、複数の箱わなを常設する事態も想定されることから、猟友会等とも相談しながら、さらなる箱わなの購入に加えて自動撮影カメラの導入についても鋭意検討を進めていくとの答弁がありました。

三つとして、委員より、クマの出没が急激に増加していることに伴い、猟友会の出動も急激に増加している。最低賃金の時間額と比較しても、1日当たり3,000円の出動報償は安価すぎるのでないかとの質疑があり、当局から、この出動報償については、これまでクマの出没が決して多くなかった本市において、小動物の捕獲等を想定した考えの下、消防団の出動報酬等も参考にしながら設定してきたところである。

しかしながら、これほどクマの目撃情報が増加し、さらには、命に関わるような業務を担っていることなどを踏まえると、やはり特段の配慮も必要ではないかと考えているところであり、クマ対応に特化した報酬の在り方を、今後、内部で検討していくとの答弁がありました。

さらに委員より、例えば、徒步で通学する児童・生徒に「鈴」等の物品を支給するなど、この後、さらに「予防的対策」を充実させていくべきではないかとの質疑があり、当局から、今年度は目撃情報が相次いでおり、特に人里に接近してきている傾向が顕著である。

例えば、学校周辺におけるやぶの刈り払いなど、まだまだ対策を講じるすべはあると考えており、先進事例等も参考に、あらゆる可能性を模索しながら、必要な対策を講じていくとの答弁がありました。

第3点として、耕作放棄地が増加している本市の現状に鑑みて、委員より、中山間地域における圃場整備の加速化は、生産性の向上のみならず、耕作放棄地の発生防止に資するものであるが、優良な条件の下、農地を将来にわたって引き継いでいくためにも、さらなる農業委員の活躍が求められている。

許認可業務や農地パトロールなどにとどまることなく、遊休農地の所有者に対する積極的な適正管理指導や助言のほか、集積・集約化に向けた地域内における合意形成の役割を担うなど、より使命感を持って、これまで以上に機動的な活動を期待するものであるとの意見がありました。

第4点として、水道料金等に係る督促手数料の廃止について、当局から、令和5年度より全国で納付書が統一化され、地方税統一QRコードによるキャッシュレス決済を国が可能としたことを背景に、全国的に市税等に係る督促手数料を廃止する自治体が増加している。

本市においても、令和8年4月以降、市税等の督促手数料廃止に合わせ、企業局としても、水道料金と下水道使用料の督促手数料の廃止を予定しているところである。

廃止時期は令和8年度からを予定しており、この後、12月定例会に、税務課で一括して関係条例の改正案を提出する予定としているとの報告がありました。

以上で産業建設分科会の報告を終わります。

○委員長（古仲清尚） これより各分科会委員長に対する質疑を認めます。質疑ございませんか。 12番太田穰委員

○12番（太田穰委員） そうしますと、総務分科会委員長にお伺いいたします。

固定資産税に関する返還金についてお伺いいたします。

このことについては、決算特別委員会の冒頭に市長から報告がありまして、前の日、

農業委員会からもある程度データが送られてきておりまして、そのデータを見て、市長から報告を受けて、それでまず分かったわけなんですが、二つの点について総務分科会委員長にお尋ねいたします。

一つは返還制度の根拠と実務、もう一つは再発防止や今後の対応と、そういう点についてお伺いいたします。

初めに、返還制度の根拠と実務ですが、地方税法5年、プラス市の要綱10年ということで、報告では5年超えた分は、市の要綱に基づいて10年まで返還可能とのことです、この要綱の制定経緯と法定根拠は何なのか。地方税法との関係も含めて、掘り下げた質疑があったものなのか、お伺いいたします。

あと、加算金の取扱いですが、5年以内は還付加算金、また、5年超えた場合は要綱により5パーセントの加算金とのことでしたが、この5パーセントの設定理由は何なのか。また、利率や端数処理の考え方を市としてどのように整理しているのかという議論はなかったものなのか、お伺いいたします。

また、返還金の利息、どれくらいだったのか。こちら税金も投入されると思いますので、報告がなかったのか、お伺いいたします。

あと2点目になりますが、今回の件、再発防止と今後の対応ということで、今回の軽減措置漏れ、農業委員会と税務部門の情報連携不足が原因と理解しております。私も監査委員ということで、先ほど申し上げました決算特別委員会の日に冒頭、市長から説明がありましたが、まあ令和6年度の監査をした中で発見できなかったということで、少なからず監査委員の責任を感じているところでございますが、今後こういったことがないように、責任の所在と内部統制上の課題をどのように認識されているのかといった議論はなかったものなのか、お伺いいたします。

以上です。

○委員長（古仲清尚） 総務分科会委員長の答弁を求めます。蓬田司委員長

○総務分科会委員長（蓬田司） 太田委員の御質問にお答えいたします。

今、太田委員から質問のあった固定資産税の返還金に関わることで、返還金の実務と根拠や再発防止策、また、加算金の取扱いなどについて御質問ありましたけども、総務分科会ではこの件に関する質疑はありませんでしたので、お答えいたします。

以上です。

○委員長（古仲清尚） 再質疑ございませんか。

○12番（太田穣委員） ありません。

○委員長（古仲清尚） 12番太田穣委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 14番小野肇委員

○14番（小野肇委員） おはようございます。

私からは、教育厚生分科会委員長に質問をしたいと思います。

委員会資料の中に、旧船川鉱山の原油が大雨により流出したということがございましたけども、その件について、私も一般質問で6月に聞いておりますけども、その後の対応に関する御質問とか、あと、どのくらいの油が今湧き出ているのかというような御質問があったのかということが一つ。それと、実際に海に油が流れたわけですので、そのことに対する市の御見解というようなところで御質問はなかったのか。それと、一般質問の中で、平成17年からこれが出ていたということで、もう20年もたっておりますけども、20年かかるって、なかなかその対策が取られていないというようなことに関する市当局への質問はなかったのか、お聞きします。

○委員長（古仲清尚） 教育厚生分科会委員長の答弁を求めます。佐藤誠委員長

○教育厚生分科会委員長（佐藤誠） 委員会では、8月26日の大雨による船川港への油流出の報告はございました。ただ、委員会の中では、特にそれに対しての質問はなく、まあ休憩中にちょっと議論になりましたけれども、質疑としてはありませんでした。

○委員長（古仲清尚） 再質疑ございませんか。

○14番（小野肇委員） ありません。

○委員長（古仲清尚） 14番小野肇委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 13番三浦利通委員

○13番（三浦利通委員） 私からも、佐藤教育厚生分科会委員長にお尋ねいたします。

先ほどの報告の中では、今年4月に行われた小学校6年生ですか、それから中学校3年生の学力調査の結果が、全県平均を下回って、全て下回っていたと、そういう言い回しでしたが、委員会の中で、たまたま今年だけがそういう結果になったのか。ここ数年の推移、状況なんかもやり取りがあったのか。

それから、学力調査の捉え方について、委員の中でどういう御議論があったのか。

まあ個人的に言わせてもらえば、あんまり一喜一憂することが果たして正解なのかどうかっていうようなこともあろうかと思います。その辺の観点に立って、どういう御議論があったのか。併せて、学力調査イコール、その後の高校進学における合格率とか、その辺もやり取りがあったのかどうかお聞かせください。

○委員長（古仲清尚） 教育厚生分科会委員長の答弁を求めます。佐藤誠委員長

○教育厚生分科会委員長（佐藤誠） 三浦委員の質問にお答えします。

学力調査の件につきましては、先ほど報告でも言ったんですけれども、年々の推移というものはなく、今年度の報告があったということあります。

それから、特に話があったのは、やはりなぜ下がっているのかと、今どう考えているかっていうことに対して、やはり男鹿市の今までの学習、教育の仕方が、今求められている、学習指導要綱といいますか、国の求めている方向性、そちらにやっぱりもう少し近づけていく必要があるのではないかと。スタイルがやっぱり、子どもたちが自ら課題を解決していくような力、そういうものを推し進めていく。そういう力をつけていくスタイル、方向性が必要だったのではないかということで、今後そうしていきたいということでございました。

○委員長（古仲清尚） あと学力調査の在り方と捉え方、そして進学の際の合格率について。

○教育厚生分科会委員長（佐藤誠） すいません、その辺は特になかったです。

○委員長（古仲清尚） 再質疑ございませんか。

○13番（三浦利通委員） 終わります。

○委員長（古仲清尚） 13番三浦利通委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。16番小松穂積委員

○16番（小松穂積委員） 産業建設分科会委員長にお伺いします。

クマの件で大分御議論をしていただいておりますが、獣友会との絡み等については御報告のとおりかと思いますけれども、毎日のようにクマの出没の放送が流れる。で、逆に言えば、こちらからは危険をということで放送するわけですけれども、市民の方は、近所にいればすごくおびえるといいましょうか、そういう事態が起こっている状況だと思います。で、こういうことが続くことによって、男鹿は自然豊かで食もよくてということで、観光面でもそういうことで誘致誘導しているわけですけれども、ク

マのいるどさだばやっぱり観光に行がれないというふうなことも起きかねない。で、実際にどういう影響が出ているのか。そういうところの議論というのは、まあ報告ないからなかつたかもしれませんけれども、その中で、当然、所管のところでは観光のほうもありますし、で、このクマの対策のほうもありますから、そういう面での話など、あるいは、今後、この中でどうやっていくかと。例えば教育委員会なんかの部分では、子どもたちに鈴をというふうなことですけれども、例えば脇本第一小学校辺りにも出たとすれば、教育委員会であり、学校現場として、危機が迫った場合の対応・対策などは当然しているかと思うんですけども、そういうところの関係もありましての議論になりますけれども、まあ鈴をという話をしましたけれども、その中身、この程度で終わっていたのかどうかですね、その辺お願いしたいと思います。

○委員長（古仲清尚） 産業建設分科会委員長の答弁を求めます。鈴木元章委員長

○産業建設分科会委員長（鈴木元章） お答えいたします。

クマ対策、私先ほど報告したとおり、委員会ではかなりいろんな面で議論がありましたけれども、今の御質問にあった内容については、正直、何もありませんでした。

ただ、これだけクマが出ているんだから、もっともっと、さつき言ったとおり、わなのやり方とか、どんなもんなんだっていうような質疑は当然ありましたけれども、市のほうの決定じゃなくて、やっぱりあくまでも最後は猟友会のほうが決定権を有しているっていうことで、なかなかその辺、難しいみたいです。我々からすれば、もっとわなをいっぱい仕掛けやればいいのになって言ったんだけども、先ほどの報告にあったとおり、猟友会の方、高齢化しているっていうこともありますけども、そこを数時間置きに全部見回るというふうな行動をするのが大変だという答弁はありました。

答弁になってないかもしれませんけれども、そういうことです。

○委員長（古仲清尚） 再質疑ございませんか。16番小松委員

○16番（小松穂積委員） 委員会での議論でありますから、まあ委員長がおっしゃつたとおりだと思います。で、これなかなか難しい。例えば、所管外にわたることは、結局ただ聞いているだけ、学校の問題はですね、産建のほうではなかなかそれに踏み込むというのは難しかったと思うんですけども、場合によっては、こういうのは関連があつたりするから、教育委員会も担当と一緒に議論するというふうな手だても必要なかもしれませんし、今後、私たちこの委員会を運営していく上で連合審査とい

うのもあつたりしますので、場合によってはその申出で、より深堀りをするというふうなことも方法として考えていいってもいいのかなというところで、まあ委員長からもう答えは出ないと思うんですけれども、そういう考え方もあるということで、委員長もう一回お願ひします。

○委員長（古仲清尚） 鈴木産業建設分科会委員長

○産業建設分科会委員長（鈴木元章） 今、小松委員から言ったとおり、教育委員会からのどうこうっていうのは、我々産業建設分科会としてはありませんけれども、先ほどの報告内容に、例えば徒歩で通学する児童・生徒に鈴などの物品を支給するとか、そういうふうな予防的対策を充実させるべきではないかという質疑に対しては、当局から、具体的にどうこうじゃないけども、例えば学校周辺のやぶの刈り払いなど、必要な対策を講じていくという答弁でした。

以上です。

○委員長（古仲清尚） さらに質疑ございませんか。

○16番（小松穂積委員） 終わります。

○委員長（古仲清尚） 16番小松穂積委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（古仲清尚） 質疑なしと認めます。

これより、ただいま各分科会委員長へ行った質疑事項について、さらに質疑を行うべき点がある場合、特に市長に対する質疑を認めます。質疑ございませんか。14番小野肇委員

○14番（小野肇委員） 市長に少しお伺いしたいと思います。

教育厚生分科会委員長にもお伺いしましたけども、船川港に油が流れたということは、これ現実的に発生したことでございます。先ほども言いましたように、平成17年度からこのようなことが起こっているのにもかかわらず、20年たってもまだこのことが市の何といいますか、まあ公害というわけではございませんけども、取り除かなければいけないような支障物件になっております。市長としてですね、この辺どのようなお考えをお持ちで、どのように対策を取るのか。そして、市長がいつも言っているように、オール男鹿でっていうような話でいけば、建設業に対しても観光業に対

しても非常に影響が大きいところになりますので、その辺のところ、市長の考えをひとつお聞かせ願えればと思います。

○委員長（古仲清尚） 答弁を求めます。佐藤副市長

○副市長（佐藤博） なかなか厄介な問題で、昔の油がね、いっぱい出るというふうな夢を追い求めていろんな業者が試掘したんでしょうけども、まあ結果的に商売になるような形ではなくて、あの山を廃鉱といいますか、したわけでございまして、もう鉱山権も廃止されてございます。で、今までも、国の支援も受けれる状況の中で、何回かチャンスはあったと思うんですね。少なくとも、平成14年の鉱山権廃止して、試掘してるところを閉鎖しますかというときに、やったときに、今のところが見逃されたのか、見つけれなかつたのか、そこはマークされなかつたのか、よく分かりませんし、それから17年の大雨のときの対策でもね、今のところは手つかずのような状況になってたんでないかなというふうに思ってございます。その経緯はよく分かりません。

で、この問題一番難儀なのは、まずその発生場所といいますかね、どこから出てるのか、根本的にはよく分からぬといふところだと思います。当然あの辺の山から出るのは間違いないんでしょうけども、しかば、あの山全部を改修するのかっていうのはとんでもない話であって、そういう非現実的なことは議論しても無駄な話であります。で、我々とすれば、どこから出てるのか、いまだ判然としないと。その一方で、今々、もちろん大雨降ればああいう形でね、下流域に流れていくというふうなことで非常に危惧してますし、心を痛めてる、何とかしなきやいけないという思いはあるんですけども、しかば現実問題として、あの影響をもろに日常的に受けてる方がいるかとなれば、もちろん周辺の住民の方、油臭くないですから聞くと、油臭いですと、下宿の梅田さんですか、あそこら辺の近くの方に聞くとそういうふうな話ありますけれども、まあ昔からだからなということで、あまり気にもとめいらっしゃらないということで、一番大変なのはね、大量に流出して海のほうに行って、海洋汚染なり、そこまでいかなくともやっぱり漁に影響するのが一番怖いわけでございまして、今のところはまだ、量的にね、そういうふうな状況にはなってないんでないかなと思ってございます。

国の、まず原因がはっきり分からぬと。それから、今々現実の問題として、非常

に何とかしなけりやいけないというふうに住民の方々、困ってる方々がいらっしゃらないと。一方で、それを解決するとなれば、非常に大枚な金がかかるというふうなことで、やはり我々とすれば、山を何とかするなんてことは無理な話にしてもですね、できれば管理道路ぐらいはというふうに思ってございます。日常の管理ができるような形に。ただ、あそこの新町のところから現地まで行く間に 800 メートル以上ありますし、委員もね、何回も、よく分かっていらっしゃると思いますが、非常に悪路でもって道路も狭いし、そもそも大型の重機どころか、小型の軽トラも入れないような状況になっていると。まずは管理道路を何とかしなければいけないというふうに思ってございまして、これについては建設のほうでもざっくりと見積りはしますけども、まあ多分、今やれば 1 億はかかるだろうなというふうに思っています。で、道路を直したとしても、今度は河川のほうもあります。外ヶ沢川。この川の護岸も崩れておりまして、山からせり出している状況で、まあもし完璧にやるとすれば、あの河川の改修もやらなきやいけないと。ただ、これも多分、誰が困ってるんですかと。その先に耕地ありますかと。ありませんとなれば、多分、国の補助なり何なり、県の補助はまず一つつかないということになろうと思います。そうした中でやるとすれば、我々とすれば最小の経費で、最小限ね、最小限必要な管理のための最小限必要な措置を講ずるというふうなことがやっぱり大事でないかなと思ってございます。

当面の対策とすれば、まあ今日のような大雨のためにですね、前回の、8月 26 日の雨を踏まえまして、一部貯留しているピットのところに矢板をつけまして、補強しまして、土のうを積んで、それから、その手前のところも浮き油が出ますので、マットを敷いてというふうなことの措置をしてございます。9月 16 日に。これもさっさと申し上げましたように、軽トラックも行けない状況でございますので、途中までは行けますけども、それ以降は職員が人力でもって土のう 30 袋を担いで、矢板をもって掃除をしたというふうな状況でございます。まずそれで手当てをしてございまして、この後、やはり流出の可能性がございますので、オイルフェンス、これをすぐに設置できるような形にしなきやいけないと。当然、河口部分はもちろんござりますけども、その手前のところのオガーレの辺りにもですね、もう二段ぐらいフェンスをね、できるような形にすればいいんでないかなと思ってございます。

こうした形で、まずまず今、雨降っても大きな影響が出ないような形で措置をする

と同時に、例の管理道路について、どこまで最小限やれば日常管理にね、まあそれでも人力に頼るところは非常に大きいわけでございますけども、必要最小限で管理するための道路の改修について、この後、中身を詰めていきたいというふうに思ってございます。

まず、抜本的改修は極めて難しいと。やればできますけども、今の男鹿の台所事情を考えると、とてもでないけども、それよりも優先する事業が当然ありますので、億以上の金をかけるわけにはいかないだろうというふうな判断をしてございます。必要最小限の措置を講ずるための手だてをですね、この後詰めていかなければならぬというふうに思ってございます。

以上であります。

○委員長（古仲清尚） 再質疑ございませんか。14番小野委員

○14番（小野肇委員） 市のほうで、16日ですか、対策を取ったということは分かりました。ですので、多分、今日私も一回、川のほう見に行きましたけども、油は流れていなかつたので、何かやられたのかなと思いました。とすれば、今後はですね、この油は出ているわけですので、回収するのをしっかりとやっていただかないと、また雨が入るなり、あるいは油の出る量が増えると、どうしてもオーバーフローするようなこともございますので、その辺をしっかりとやっていただくということになりますけども、その辺の日常の油の回収についてはどのようなお考えなのか、聞いていいか分かりませんが、お願ひします。

○委員長（古仲清尚） 佐藤副市長

○副市長（佐藤博） 昨年までは業者さんほうにお願いして、あそこの、まあピットといいますか、油がたまってるんですね。まあそれも、どういう経緯でそこにたまってるのかどうか、よく分かりませんけどもね。昔の試掘した跡なのか、それとも自然にできたものか分かりませんけども、たまってる部分があると。そこからくみ上げてたんですけども、くみ上げないとオーバーフローするんでないかなと思ってましたけども、オーバーフローしないんですね。というのは、くめば下からの圧がなくなって上がってくるのかなという気がしてまして、そこは今のところ比較的安泰ですので、一番容易でないのは油だけに雨が入ってね、混ざってオーバーフローするのは困りますので、外側に向いているところの入り口が少しつきかたつものですから、そ

こにも少し板を上げまして、雨風が入ってくるところを少なくするような措置をしてございます。あとは土のうを積んでですね、それが決壊しないような形にしてございます。

それと、やっぱりマットですね、手前のところのマット。あそこに油を吸収するマットを敷いて、やはりこの後は、ピットから油をくみ上げるのではなくて、そのにじみ出ているものが何ともならない状況になりますので、近くに行けませんので、その油をマットでもって吸収させて、それを定期的に交換するというふうな形の措置がやっぱり必要でないかなと思ってございます。

そのためにも、管理用の道路っていいますかね、一応市道にはなってますけども、多分昔の農地に行く、軽トラがぎりぎり行けるような状況ですけども、今はもう途中で容易でなくなって、そこまでは行けませんけれども、途中まで、入り口のところですね、梅田の下宿屋さんから田んぼを通って少し広めのところまでの道路はやっぱり何とかしないことには、職員にあそこまで全部歩いて、それを何とかせっていうのもちょっと厳しいですし、管理、現場で何か事故があったとき見にも行けませんので、まずそこまでは何とかやって、あとそれ以降は歩いて管理するという形にしなければ、最低そこまでは何とか手を打たなきやいけないかなと思ってございます。

当面まずは、ピットがあふれないような措置を講じてますので、あとは、油を吸収したマットを定期的に交換するという形で対応したいというふうに思ってございます。

○委員長（古仲清尚）　さらに再質疑ございませんか。14番小野委員

○14番（小野肇委員）　市の対策は分かりましたけども、土の中のことですので、多分油の量は増えたり減ったりしてると思いますので、その辺のところ少し気を抜かないでですね、しっかりと管理していただきたいのと、それとマットは多分屋外にあると思いますので、雨が降ればもちろんそこに水がたまります。また、土のうで食い止めたり、オイルフェンス等、いろいろ考えてるとは思いますけども、その水の行き先がオーバーフローすることも考えられますので、その辺のところもしっかりといただきたいと思います。

それと、昔話であれなんんですけど、私の父などはリヤカーにドラム缶を積んで、油の回収をしておりました。昔の人は、重機等を使えなくともいろいろやり方を考えながら、油だけではありませんけども、手法を変えながら安全対策を取っておりました

ので、その辺のところもひとつ抜かりなくお願ひしたいと思います。

いずれにしろ、今の副市長の考えだと、油が漏れてもしょうがないんじやないのというような考えなんんですけど、私はやっぱりその辺の考え、油は一滴もこぼすべきではないと思いますので、その辺のところひとつ、まあ無理と言えばあれなんんですけど、私も油関係の仕事してますので、備蓄とかに行くと、一滴でもこぼすと、これは保税貨物だから脱税になるんだよというふうな考え方でも教育されますし、やっぱり油は漏らすものではないと思います。その辺の考えをひとつお聞かせください。

○委員長（古仲清尚） 佐藤副市長

○副市長（佐藤博） 事業としてね、なりわいとして油を扱っている方は当然そうやつてもらわなきや困りますし、水質汚濁防止法でもそういった特定施設としてね、環境汚染をする可能性があるものについては、しっかりとした措置を講ずるようにと言つてますけども、まあ結果とすれば、これは今現状では、もう自然界にある、自噴しているような形ですよね。ですから、それは、あそこの山みんな調査してね、果たして分かるのか。いや、ここだよって分かるのであれば対策の取りようもあるかもしれませんけども、今の状況だと、どういう形になっているのか、誰もあの山を全部ね、調べを尽くさないと分からぬようないような状況で、根本原因を突き詰めてそれに対応するっていうのはね、私は、まあ理想は理想でしょうけども、現実の行政としては、それは、そういう判断はくだせませんし、果たして市民の皆さんとの理解も得られると私は思つてございませんので、要すれば、被害が出ないような形でうまく付き合っていくと、最小限にとどめておくというふうなそうした上手な使い方をやっていくのが、我々の取るべき手法だというふうに考えてございます。

○委員長（古仲清尚） 14番小野肇委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 15番田井博之委員

（「分科会委員長に質疑を行った者のみではないのか」と言う者あり）

○委員長（古仲清尚） 暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

○委員長（古仲清尚） 会議を再開いたします。

15番田井博之委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（古仲清尚） 質疑なしと認めます。よって市長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号及び議案第62号を一括して採決いたします。本2件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（古仲清尚） 御異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席に御一任願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（古仲清尚） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時25分 閉 会